

請願に関する意見陳述の御案内

1 意見陳述について

- ・奈良市議会では、請願を審査する委員会において、請願を提出するに至った思いや意見を請願者が直接述べる（以下「意見陳述」といいます。）機会を設けています。
- ・意見陳述は、請願者本人が議長に申し出を行い、請願を審査する委員会が必要と認めたときに、その委員会において行うことができます。
- ・当該請願が委員会で審査されない場合は、意見陳述を行うことはできませんので御了承ください。

2 意見陳述の申し出方法

・書面により請願を提出される場合

請願を提出される際に、議会事務局から意見陳述の意向確認をさせていただきます。

意見陳述を希望される場合は、請願を提出される際に所定の意見陳述申出書に必要事項を記載し、署名又は記名押印の上、議会事務局に提出していただきます。

・オンラインにより請願を提出される場合

オンラインで請願を提出される際に、意見陳述の意向確認をさせていただきます。

申請画面の案内に従い、必要事項を入力してください。

- ・意見陳述の申し出を取り下げの場合は意見陳述取下げ申出書を、意見陳述を行う方（以下「意見陳述者」といいます。）を変更する場合は意見陳述者変更申出書を提出していただきます。議会事務局に連絡していただくか、市議会ホームページからオンラインで申請してください。

3 意見陳述の実施

- ・意見陳述は、請願を審査する第1回目の委員会の休憩中に実施します。
- ・意見陳述の対象となる委員会の開催日時、開催場所等が決まり次第、請願者（連名の場合は代表者）及び意見陳述者が希望する方法（郵送、オンライン）により連絡します。委員会は通常、奈良市役所西棟3階の大会議室又は第1委員会室で開催されます。

4 意見陳述の方法

- ・意見陳述者は、請願者のうち1名とします。
- ・意見陳述は、委員会当日に委員会開催場所にお越しいただくか、ウェブ会議システム「webex」（以下「ウェブ会議システム」といいます。）により遠隔地から行うことができます。
- ・意見陳述は、意見陳述者席から行っていただきます。（委員会室で意見陳述を行う場合）
- ・意見陳述の時間は、請願1件につき10分以内とします。
- ・意見陳述の開始時に、お住まいの住所（町名までで結構です）、氏名を述べてください。
- ・意見陳述の内容は、提出された請願書の内容の補足説明や請願紹介議員が趣旨説明する内容の補足説明とします。
- ・意見陳述者から委員や出席している市の職員に対して質疑は行えません。
- ・意見陳述時にその場で資料を配付することはできません。また、パネルやスクリーン等を使用することはできません。ただし、請願の提出時に添付されていた資料で、委員長の許可を得たものについては、事前に委員に配付します。

5 意見陳述の流れ

- ① 請願が付託された委員会が開会します。

- ② 請願を委員会の議題とすることを委員長が宣告します。
- ③ 請願者からの意見陳述を許可することについて委員長が委員会に諮ります。

※ここで許可された場合のみ、意見陳述を行うことができます。

※許可されなかった場合は、意見陳述を行うことはできませんが、事前に傍聴手続きを行うことで委員会を傍聴することができます。

【請願者の意見陳述が許可された場合】

- ④ 事務局職員が案内しますので、意見陳述者席に着いてください。(委員会室で意見陳述を行う場合)
- ⑤ 請願の紹介議員が請願の趣旨説明を行います。
- ⑥ 委員会を休憩します。
- ⑦ 委員会休憩中に意見陳述者による意見陳述を行います。意見陳述者は委員長の指名を受け、お住まいの住所(町名までで結構です)、氏名を述べた後、意見陳述を行ってください。(10分以内)
- ⑧ 意見陳述が終わった後、委員長より案内がありますので、意見陳述者は意見陳述者席から退席していただきます。なお、傍聴手続きを行っている場合は、引き続き傍聴席で委員会を傍聴することができます。(委員会室で意見陳述を行う場合)
- ⑨ 委員会を再開します。引き続き請願の審査を行います。

6 意見陳述者への注意事項

- ① 意見陳述に際しては、次の事項を守り、委員長の指示に従ってください。
 - ・委員会開会時間の15分前までに議会事務局の受付にお越しください。(委員会室で意見陳述を行う場合)
 - ・会議中は委員長の指示に従ってください。
 - ・決められた発言時間を守ってください。
 - ・当該請願の内容を超えた発言をしないでください。
 - ・個人情報に関する発言、公序良俗に反する発言、特定政党・個人等への誹謗中傷その他社会通念上不適切と判断される発言をしないでください。
 - ・会議の妨害となる行為をしないでください。
- ② 意見陳述に際しては、次の事項についてあらかじめ御了承ください。
 - ・委員会の様子をインターネット上で生中継し、録画映像をインターネット上に公開しますので、意見陳述の状況が映し出されます。
 - ・費用弁償のほか意見陳述に係る一切の費用については、意見陳述者の負担となります。
- ③ ウェブ会議システムで意見陳述を行う場合の注意事項は次のとおりです。
 - ・ウェブ会議システムを使用して行いますので、アプリをダウンロードしていただく必要があります。
 - ・ウェブ会議システムの利用に当たり必要な機器の用意及び通信に係る費用は、意見陳述者の負担となります。
 - ・委員会当日、事前に動作確認テストを行います。詳細については別途お知らせします。
 - ・委員会に関係のない映像や音声が入り込まないように留意してください。

7 問い合わせ先

- ・担当課名 奈良市議会事務局議事調査課
- ・連絡先 [電話番号] 0742-34-4791 (平日8時30分～17時15分)
[メールアドレス] gijichousa@city.nara.lg.jp